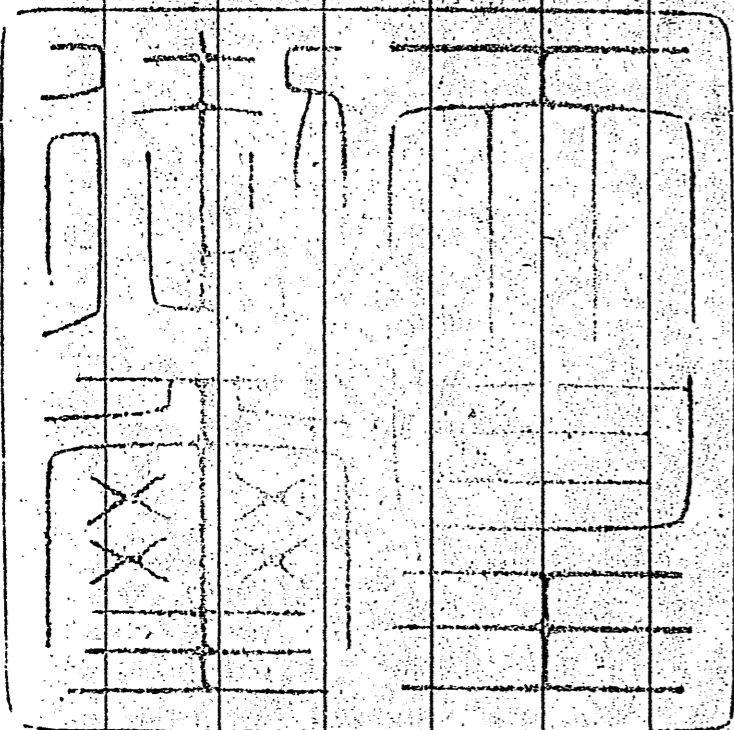


勅令第四百五十九号

朕は、商工經濟會法廢止法律
施行令を裁可し、これに
公
布せしめる。

裕仁



昭和二十一年十月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

商工大臣 星 島 三郎

勅令第四百五十九號

商工經濟會法廢止法律施行令

第一條 この勅令による登記は、舊商工經濟會法施行令第七條第二項に規定する商工經濟會登記簿に記載して、これをする。

第二條 清算人は、解散後三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を登記することを必要とする。

前項に掲げた事項に変更を生じたときには、二週間以内に變更の登記をすることを必要とする。

第三條 商工經濟會の清算が終了したときには、二週間以内に清算終了の登記をすることを必要とする。

第四條 登記した事項は、裁判所が、直ちに、これを公告することを

必要とする。

第五條 第二條第二項の規定による登記及び商工經濟會の清算結了の登記は、清算人の申請によつて、これをする。

第二條第二項の規定による登記の申請書に、登記の事由を證明する書面を添へることを必要とする。

第六條 非訟事件手続法第百四十二條乃至第百五十條、第百五十一條乃至第百五十一條ノ四、第百五十一條ノ六、第百五十四條、第百五十六條及び第百五十七條の規定は、商工經濟會の解散及び清算の登記にこれを準用する。

第七條 清算人は、財産處分の方法を定めて、裁判所の認可を受けなければならぬ。

第八條 商工經濟會は、解散の後であつても、裁判所の認可を受けて、その債務を完済するに必要な金額を賦課徴収することができる。

前項の規定による賦課金を滞納するものがある場合において、商工經濟會の請求があるときは、東京都又は市町村は、都又は市町村税の例によつて、これを處分する。この場合において、商工經濟會は、その徴収金額の百分の四を東京都又は市町村に交付しなければならぬ。

前項中町村とあるのは、町村制を施行しない地に在つては、これに準ずべきものとす。

第一項の規定による徴収金の先取特權の順位は、東京都又は市町村その他これに準ずべきものの徴収金に次ぎ、その時効については、

勅令第百五十九號

都税又は市町村税の例による。

第九條 民法第七十三條、第七十四條本文、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項及び第三十六條乃至第三十七條ノ二の規定は、商工經濟會の清算にこれを準用する。

附 則

この勅令は、昭和二十一年法律第二十三號施行の日から、これを施行する。

商工經濟會法施行令は、これを廢止する。